

○申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

部 課 室 等 名	子ども未来部 子育て支援課	
許 認 可 等 名	児童扶養手当の額の改定	
根 拠 法 令	児童扶養手当法	
根 拠 条 項	第8条第1項	
連 絡 先	(電話 621-5194)	
審 査 基 準	基 準	<p>1 手当の支給を受けている者につき、新たに監護等児童があるに至った場合における手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。</p> <p>2 受給資格者が災害その他やむを得ない理由により児童扶養手当の額の改定に係る認定の請求をすることができなかつた場合において、その理由がやんだ後15日以内にその請求をしたときは、手当の支給は、1の規定にかかわらず、受給資格者がやむを得ない理由により認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。</p> <p>3 手当の支給を受けている者につき、監護等児童の数が減じた場合における手当の額の改定は、その減じた日の属する月の翌月から行う。</p> <p>4 その他別添（児童扶養手当審査基準の別紙）参照</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	平成24年8月1日設定（令和6年11月1日最終変更）
標 準 処 理 期 間	標準処理期間 （設定しないものについて）	総日数 40 日（休日を含む）
	設定等年月日	平成24年8月1日設定（令和 年 月 日最終変更）